

# マイナンバーに関する

## 大切な

## お知らせ



マイナンバー制度導入に伴うシステムメンテナンスのため、土曜窓口業務の休止および自動交付機を停止します。

### 土曜窓口の休止

### 自動交付機の停止

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

10/3(土)

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

10/5(月)～9(金)

	2(金)	3(土)	4(日)	5(月)	6(火)	7(水)	8(木)	9(金)	10(土)
市民窓口課、納税課、保険年金課、豊田駅連絡所、七生支所	○	×	×	○※	○※	○※	○※	○※	○
自動交付機 (市内4カ所・全5台)	○	○	○	×	×	×	×	×	○

※市民窓口課、豊田駅連絡所、七生支所で17:15～20:00に証明書発行業務のみ延長して行います

### やむを得ない理由で 住民票の住所地とは異なる 場所にお住まいの方へ

「通知カード」は住民票の住所地に送付されます。ただし、次の方は**9/25(金)**までに住民票がある市区町村で送付先変更の手続きをすれば、送付先を変更できます。お早めにお手続きください。

- ①東日本大震災の被災者
- ②DV、ストーカー行為や児童虐待などの被害者
- ③長期間にわたり医療機関・施設などに入院・入所が見込まれる単身者

※申請書は市HPからダウンロードできます。

### 民間事業者にも マイナンバー制度は 関わってきます

税関係、健康保険・厚生年金関係などで従業員の個人番号を取り扱います。そのため、以下の準備が必要です。

- ・個人番号を適正に扱うための社内規定づくり
- ・個人番号に対応したシステム開発や改修
- ・特定個人情報の安全管理措置の検討
- ・社内研修・教育の実施など

これらの準備を適正に行っていただくため、内閣府HPに事業者向けの動画や「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」およびQ&Aを公開しています。